

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項の規定により不開示（公文書不存在）とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過**1 開示請求の内容**

異議申立人は、平成 27 年 9 月 14 日付けで、条例第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、「長崎県漁港管理条例第 12 条（占用の許可）、第 12 条の 2（使用の許可）について、占用の許可の対象（どんなものが）、使用の許可の対象（ ” ）」を示す公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、平成 27 年 9 月 28 日付けで、公文書不存在を理由として公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立ての経緯

異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し平成 27 年 11 月 12 日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張の要旨**1 異議申立ての趣旨**

本件異議申立ての趣旨は、「異議申立てに係る本件処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分は条例の解釈適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取

り消し、公開すべきである。

- (2) 本件処分に係る不開示決定通知書（以下「本件不開示決定通知書」という。）の「公開しない理由」は、条例に規定する非公開事由に該当しない。
- (3) 異議申立人が開示を求めたものは、条例第 2 条第 2 項第 1 号に該当するものであり、一般の全ての住民が容易に入手できる文書であった。実施機関は情報公開事務を怠り、存在しない公文書を不開示決定通知書で為したことは、条例第 2 条第 2 項第 1 号を犯す違法な処分である。

第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、理由説明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件対象文書について

異議申立人が求める内容のものは、書籍「漁港漁場管理の手引き」中に参考となる記載はあるものの、公文書としては現実に存在しないことから、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る公文書を保有していないとき」に該当すると判断した。

2 異議申立ての趣旨及び理由に関する部分に対する意見

- (1) 前記第 3 「異議申立人の主張の要旨」の 2 (1)について

異議申立人が開示請求書を提出し開示を求めたものが、条例第 2 条第 2 項ただし書第 1 号に規定する「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に該当するものであることは、異議申立人自身も認めているとおりである。

また、書籍「漁港漁場管理の手引き」以外、異議申立人が求める公文書が存在しないことについても、実施機関と異議申立人との間で見解を同じくしている。

交付すべき公文書が存在しないことから、文書不存在として不開示決定を行ったものであり、条例第 11 条第 2 項の規定を適正に解釈し運用したものと判断しており、実施機関が条例の解釈適用を誤ったとする異議申立人の主張は当たらない。

- (2) 前記第 3 「異議申立人の主張の要旨」の 2 (2)について

本件不開示決定通知書中「開示しない理由」欄の記載は、条例第 11 条第 2 項括弧書き後段の規定に基づいており、条例に規定する非公開事由に該当しないとする異議申立人の主張は当たらない。

なお、本件不開示決定通知書中「開示しない理由」欄の根拠条文について、「条例第 11 条第 2 項」と記載すべきところを「条例第 11 条 2 号」と記載しているが、本件不開示決定通知書の本文に正確な根拠条文を記載している。

(3) 前記第 3 「異議申立人の主張の要旨」の 2 (3)について

異議申立人が開示を求めたものが、不特定多数の者に販売することを目的として発行され一般にその内容を容易に知ることができるもの(書籍の記載の一部)であることから、開示請求の手続きの対象外として、情報提供の形で写しを異議申立人に交付している。

それ以外の公文書が存在しないことから、開示請求に係る公文書を保有していないときに該当すると判断し、不開示決定を行ったもので、条例を適正に解釈運用しているものである。

以上から、原処分は妥当であると判断する。

第 5 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、書籍「漁港漁場管理の手引き」530 頁であると認められ、異議申立人及び実施機関の双方に争いが無い。

2 本件対象文書の公文書該当性について

条例第 2 条第 2 項は、条例の対象となる公文書の範囲を定めたものであり、同項ただし書第 1 号において、「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」を公文書から除外する旨を規定している。これらは一般にその内容を容易に知ることができるものであり、開示請求制度の対象とする必要がないことから、条例の対象となる公文書から除外したものである。

そこで、当審査会において、本件対象文書が掲載された書籍を確認したところ、不特定多数の者に販売することを目的として発行されていることが認められた。

よって、本件対象文書は、条例第 2 条第 2 項ただし書第 1 号に規定する書籍に該当することから、条例の対象となる公文書には該当しない。

3 本件処分の妥当性について

条例第 11 条第 2 項は、実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保

有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないと規定している。

この規定は、開示請求に対する実施機関の応答義務を明らかにしたものであり、文書の不存在を理由とする請求拒否をする場合においても、明確に処分として位置づけることを定めたものである。

以上のことから、本件開示請求を受けた実施機関は、公文書として不存在である場合であっても、条例第 11 条第 2 項の規定により当該請求に対する応答義務を有するため、公文書不存在の不開示決定を行ったものであり、本件処分は妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、異議申立書において種々主張するが、いずれも当審査会における上記判断を左右するものではない。

5 条例の適正な運用について

本件不開示決定通知書を見分したところ、本来様式第 6 号で通知すべきところを誤って様式第 4 号で通知していた。実施機関においては、今後、本条例の適正な運用に努められたい。

以上のことから、前記「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成27年12月9日	・実施機関から諮問書を受理
平成27年12月24日	・実施機関から理由説明書を受理
平成28年2月3日	・審査会（概要説明及び審査）
平成28年2月8日	・答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏名	役職	備考
實原隆志	長崎県立大学国際情報学部准教授	会長
池本仁史	長崎新聞社取締役 労務担当兼総務局長	
植木博路	弁護士	会長職務代理者
福村喜美子	NPO法人グリーンクラフトツーリズム 研究会はさみつんなむ会会長	
山中英子	司法書士・行政書士	